

## 緊急対策事業資金融資あっせん提出書類一覧

番号	提出書類	個人	法人
1	あっせん申込書 注)実印での押印が必要です	○	○
2	昭島市緊急対策事業資金融資あっせん対象該当届	○	○
3	住民票の写し（続柄・本籍は不要、本人のみ） 注)法人の場合は、代表者分	○	△ (注意1)
4	履歴事項全部証明書	—	○
5	市区町村民税の納税証明書 注)法人の場合は、代表者分(注意2)(注意3)	○	△ (注意1)
6	固定資産税の納税証明書（お持ちのかたのみ） 注)法人の場合は、法人分及び代表者分(注意3)	○	△ (注意1)
7	法人市民税の納税証明書(注意3)	—	○
8	確定申告書・決算報告書の写し（2期分） 注)決算後6か月を経過した会社は、試算表が必要な場合があります	○	○
9	所得税の納税証明書（その1） 注)税務署で取得(注意3)(注意4)	○	—
10	法人税の納税証明書（その1） 注)税務署で取得(注意3)(注意4)	—	○
11	前年及び最近の売上高等が確認・比較できる書類 注)試算表、売上帳など	○	○
12	許認可証などの写し （許認可が必要な業種を営んでいる場合のみ）	○	○
13	印鑑証明書 注)法人の場合は、法人分及び代表者分	○	△ (注意1)
14	連帯保証人が不要であることが分かる要件確認書の写し （東京信用保証協会指定様式）	—	必要に 応じて
15	その他、市長が必要と認めるもの	必要に 応じて	必要に 応じて

注意1：（法人の場合）14の書類の提出がある場合は、1の書類裏面の連帯保証人欄の記載は不要です。また、法人代表者分の3、5、6、13の書類も不要です。  
ただし、その後、東京信用保証協会の審査で、連帯保証人が必要になった場合は、連帯保証人に係る上記の書類を追加で提出していただきます。

注意2：非課税の場合は「非課税証明書」が必要です。

注意3：納税証明書は、納期未到来のものがある場合は前年度分を取得してください。

注意4：電子申告を行い、かつ税額がない場合は「納税証明書（その2）」が必要です。